

景観形成基準対応表

事 項	内 容	確認欄	審査欄		
第1 大規模行為に共通する基準	1 基本的準拠事項	地域の特性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮している。			
		市町村の景観形成計画等の内容に沿っている。			
		行為地における景観に関する協定等に配慮している。			
		[特に配慮している点]			
	2 その他	行為の実施期間中、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫している。			
		行為の実施期間中、周囲の道路等からの遮へいに努めている。			
屋外照明の光量が過剰とならないよう配慮している。					
[特に配慮している点]					
第2 大規模行為別の基準	1 建築物の新築、増改築等又は外観の変更	(1)位置	既存の景観資源を損なわないよう配慮している。		
			主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮している。		
			歴史的建造物等優れた景観資源に近接するため、その保全に配慮した位置としている。		
			尾根の稜線を乱さないよう位置に配慮している。		
			街並みが連続しているため、周辺建物との壁面線の統一に配慮している。		
			道路境界線からできる限り後退するなど、歩行者への圧迫感が軽減されるよう努めている。		
			[特に配慮している点]		
	2 工作物の新築、増改築等又は外観の変更	(2)形態及び意匠	周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのある形態及び意匠としている。		
			形態及び意匠の調和や連続性に配慮している。		
			〔 歴史的建造物の近傍 街路景観の整っている地域 〕		
			屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。		
			低層階の意匠及び用途について、歩行者に配慮し、賑わいなどの演出に努めている。 (商業・業務系地区)		
			屋外階段、ベランダ等が建築物本体との調和が図られるよう意匠等の工夫をしている。		
			外壁や屋上などに設ける設備は、建築物との調和に配慮している。		
	[特に配慮している点]				

事 項		内 容		確認欄	審査欄
第2 大規模行為別の基準	1 建築物の新築、増改築等又は外観の変更	(3)色彩	できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和に配慮している。		
			屋上設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の色 彩との調和に配慮している。		
			[特に配慮している点]		
	2 工作物の新築、増改築等又は外観の変更	(4)材料	周辺景観との調和に配慮した材料の活用に努めて いる。		
			地域環境を特徴づける材料の活用に努めている。		
			耐久性及び耐候性に優れ、維持管理に優れた材料 の活用に努めている。		
			[特に配慮している点]		
	(5)敷地の緑化	できる限り豊かな緑化に努めている。			
		周辺景観と調和した植栽に努めている。			
		敷地境界を囲う場合には、周辺植生との調和に 配慮した生け垣や樹木とするよう努めている。			
		既存の樹木を修景に生かすよう配慮している。			
		[特に配慮している点]			
	(6)その他	建物相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮 している。(複数の建物を設ける場合)			
		駐車場は、道路から自動車が見えにくい構造や 位置とし、周辺の景観と調和した入り口の意匠や 植栽による修景などに努めている			
		[特に配慮している点]			
	3 土地の形質の変更	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面や擁壁が生じないよ うに配慮している。			
り面は穏やかな勾配とし、緑化等による修景に配慮している。					
擁壁は、周辺の景観との調和に配慮し、前面の緑化等により景観 への影響の軽減に努めている。					
[特に配慮している点]					

注) 1 審査欄は、記入しないで下さい。

2 確認欄の は、当該基準内容に配慮している場合にチェックして下さい。ただし、内容欄に 印がある項目については、該当する場合のみチェックして下さい。

3 本表は、茨城県景観形成条例施行規則第5条第2項に規定する景観形成基準への準拠の状況を説明する書類として、届出書(変更届出書)に添付し、提出して下さい。